

君高支第62号
令和2年4月8日

市内指定居宅介護支援事業所 代表者 様
市内指定介護予防支援事業所 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴う
モニタリングの取扱いについて（通知）

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、令和2年3月2日付け君高支第2380号「新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う居宅介護サービス計画等作成業務の取扱いについて（通知）」により、居宅介護支援事業及び介護予防支援事業におけるモニタリングの実施等について通知しているところですが、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、モニタリングについて下記の取扱いを可能とします。

記

1 内容

緊急事態宣言をモニタリング実施に当たっての「特段の事情」に該当するものとし、利用者の居宅への訪問及び面接に代えて、電話等による利用者の状況確認の実施を可能とします。なお、確認した内容については、支援経過等に記録をしてください。

2 期間

令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

3 その他

(1) 緊急事態宣言解除後も当面の間は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、次の場合については、モニタリングの実施に当たっての「特段の事情」に該当するものとし、利用者の居宅への訪問及び面接に代えて、電話等による利用者の状況確認の実施を可能とします。なお、確認した内容や居宅訪問及び面接ができない状況については、確実に支援経過等に記録してください。

- ・ 次の者に発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状等がある場合
 - ア 介護支援専門員
 - イ 利用者
 - ウ 介護支援専門員や利用者と同居あるいは長時間接触があった者
- ・ 施設、病院等により面会が制限されている場合

- ・利用者やその家族から面会を断られている場合
- (2) 事業所の判断により利用者の居宅への訪問及び面接を行う場合には、担当者及び利用者等双方に事前に検温を行い、必要最小限の時間で実施するなどの感染拡大防止対策に十分配慮してください。

君津市保健福祉部
高齢者支援課介護事業支援係
電話 0439 (56) 1736
Mail kourei@city.kimitsu.lg.jp